

00064

鳥取縣公報

縣 令

第八百二十二號

昭和十二年四月三十日

金曜日

◇鳥取縣令第二十三號

砂防法ニ依ル指定地取締規則左ノ通之ヲ定ム

昭和十二年四月三十日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

第一條 砂防法第二條ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定ニ係ル土地ニ於テ左ノ行爲ヲ爲サムトスル者ハ

知事ノ許可ヲ受クベシ

一 牧 畜

二 木石ノ滑落其ノ他地表ヲ荒廢セシムベキ行爲

三 竹木ノ皆伐又ハ間伐

四 開墾及土石、竹木若ハ草根ノ掘採又ハ切芝ノ採取

00065

五 炭燒竈其ノ竣工物ノ新設

第二條 前條ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シ施業手續第一ノ手續スベシ

一 施業ノ場所及地積

二 施業ノ種類

三 施業ノ目的又ハ事由

四 施業ノ着手及終了豫定期日

第三條 前條ノ願書ニハ施業區域ヲ明示シタル平面圖ヲ添付スベシ

第四條 施業ノ許可ヲ受ケタル者施業ヲ終了シタルトキハ直ニ知事ニ其ノ旨届出ヅベシ

第五條 第一條ノ規定ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第六條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條 本令施行ノ際現ニ第一條第五號所定ノ行爲ヲ爲セル者ハ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第

二條ノ規定ニ準ジ之ガ許可ヲ受クベシ

告 示

00066

◆鳥取縣告示第二百七十八號

左記ノ墓地ハ改葬移轉セラルベキニ付有縁者ハ至急管理者へ申出ラレタキ旨照會アリタリ

昭和十二年四月三十日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

葬主不明ノ墓碑名

鈴木太郎右衛門

鈴木長次郎

鈴木甚右衛門

佐藤安右衛門

鈴木文五郎

管 理 者

神奈川縣川崎市木月一四九二番地

新義眞言宗大樂寺

住 職 佐 藤 教 倫

◆鳥取縣告示第二百七十九號

因伯牛犢生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス依テ昭和十二年三月十一日迄ニ生産シ

タル積ノ所有者又ハ管理者ハ該積ヲ所定ノ検査所ニ牽付ケ検査ヲ受クベシ

昭和十二年四月三十日

鳥取縣知事 立 田 清 辰

00067

検査月日	検査場所	検査区域	牽付時刻
五月 十日	二部村大字福岡	二部村一圓	午前九時
五月 十日	同 村大字畑池	右 同	午後一時
五月 十一日	同 村大字福居	右 同	午前九時
五月 十一日	二部村大字二部	右 同	午後一時
五月 十二日	溝口町大字金屋谷	溝口町一圓	午前九時
五月 十三日	同 町大字中祖	右 同	午前九時
五月 十三日	同 町大字根雨原	右 同	午後一時
五月 十四日	同 町大字溝口	右 同	午前九時
五月 十五日	八郷村大字丸山	八郷村一圓	午前九時
五月 十五日	同 村大字清原	右 同	午後一時

00068

00068

五月 十七日	同 村大字真野	右 同	午前九時
五月 十七日	同 村大字久古	右 同	午後一時
五月 十八日	日光村大字添谷	日光村一圓	午前九時
五月 十九日	同 村大字富江	右 同	午前九時
五月 二十日	同 村大字吉原	右 同	午前九時
五月 二十一日	米澤村大字下蚊屋	米澤村一圓	午前十時
五月 二十二日	同 村大字美用	右 同	午前九時
五月 二十四日	同 村大字宮市	右 同	午前九時
五月 二十五日	同 村大字貝田	右 同	午前九時
五月 二十五日	江尾村大字江尾	江尾村一圓	午後一時
五月 二十六日	同 村大字佐川	右 同	午前九時
五月 二十七日	神奈川村大字俣野	神奈川村一圓	午前九時
五月 二十八日	同 村大字洲河崎	右 同	午前九時

五月二十九日	根雨町大字板井原	根雨町一區	午前九時
五月二十九日	同 町大字金持	右 同	午後一時
五月三十一日	同 町大字眞住	右 同	午前九時
五月三十一日	同 町大字根雨	日野村大字舟場	午後一時

昭和十二年四月三十日印刷
昭和十二年四月三十日發行

發行所 鳥取縣鳥取市根雨町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
鳥取刑務支所